

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回小金井市市民健康づくり審議会		
事務局		福祉保健部健康課		
開催日時		令和6年4月26日（金）午後7時～午後8時		
開催場所		小金井市保健センター 2階 講堂		
出席者	委員	（出席） 小松淳二会長、小森哲夫委員、近藤俊之委員 田中達志委員、羽田野勉委員、平原かおり委員、 森戸よう子委員、西野裕仁委員、松本 亨委員 田中智巳委員、中谷行男委員、鈴木康之委員		
	事務局	福祉保健部長 大澤 健康課長 伊藤 健康係長 渡辺 健康係主任 萩野 健康係主任 吉武		
欠席者		安岡圭子副会長、富永智一委員		
傍聴の可否		☒ 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0人
会議次第		別紙のとおり		
会議結果		別紙会議録のとおり		
提出資料		添付のとおり		

令和6年度第1回小金井市市民健康づくり審議会会議録

日 時 令和6年4月26日（金）午後7時00分～午後8時00分

場 所 小金井市保健センター2階 講堂

出席委員 12人

会 長	小 松 淳 二 委員	
委 員	小 森 哲 夫 委員	近 藤 俊 之 委員
委 員	田 中 達 志 委員	羽田野 勉 委員
委 員	平 原 かおり 委員	森 戸 よう子 委員
委 員	西 野 裕 仁 委員	松 本 亨 委員
委 員	田 中 智 巳 委員	中 谷 行 男 委員
委 員	鈴 木 康 之 委員	

欠席委員 2人

副会長	安 岡 圭 子 委員
委 員	富 永 智 一 委員

事務局職員

福祉保健部長	大 澤 秀 典
健康課長	伊 藤 崇
健康係長	渡 邊 知 子
健康係主任	萩 野 裕 人
健康係主任	吉 武 祐 亮

傍 聴 者 0人

（午後7時00分 開会）

○伊藤健康課長 皆さんこんばんは。定刻になりましたので始めさせていただきます。お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、委員改選後の第1回目の会議ということで、会長、副会長の互選をしていただくまでの間、司会を務めさせていただきます、健康課長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の出欠でございます。富永委員、安岡委員から欠席の御連絡をいただいております。また、森戸委員からは、遅れて御参加と連絡いただいております。現在、委員定数15名中11名の御出席をいただいております。過半数以上の出席をいただいておりますので、審議会として成立していることを御報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいた資料でございます。まず、次第、資料1、小金井市市民健康づくり審議会委員名簿、資料2、がん患者へのアピアランスケア支援事業、資料3、特定健診と肺がん検診の同時実施、資料4、男性HPVワクチン接種事業、資料5、熱中症対策の推進、資料5の付属資料として、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要、気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の連絡体制について、指定暑熱避難施設の概要、熱中症対策普及団体の概要②が、事前送付資料となります。

本日、机上に配付させていただいている当日配付資料として、資料6、受動喫煙防止対策の推進、資料7、令和6年度市民健康づくり審議会のスケジュール、資料8、小金井市市民健康づくり審議会条例、以上となります。過不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただきたいと思います。皆さん大丈夫でしょうか。

続きまして、委嘱状の交付につきましては、既に委員の方々には郵送という形で交付させていただいております。

なお、委員の任期につきましては、当日配付資料8の条例第4条に規定されておりますとおり、委員の任期は2年となっておりますので、令和8年1月31日まででございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員改選後の初めての会議でございますので、各委員から一言、御挨拶いただければと思います。挨拶は着席のままでお願いいたします。

なお、委員名簿につきましては、資料1に委員名簿がございますので、そちらを御覧ください。

では、小松委員から、順番でよろしくお願いします。

○小松委員 小金井市医師会の小松と申します。よろしくお願い申し上げます。

○西野委員 小金井市医師会の西野でございます。よろしくお願い申し上げます。

○松本委員 小金井歯科医師会の松本といいます。よろしくお願い申し上げます。

○田中（智）委員 小金井市薬剤師会の田中と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中谷委員 小金井市社会福祉協議会の中谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 小金井市体育協会事務局長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○平原委員 市民公募の平原かおりと申します。よろしくお願いいたします。

○羽田野委員 同じく市民公募の羽田野勉と申します。よろしくお願いいたします。

○田中（達）委員 市民公募の田中と申します。前期に続いて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○近藤委員 市民公募の近藤でございます。今の田中委員と同じく、私も前期に引き続き務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小森委員 市民公募の小森哲夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤健康課長 ありがとうございます。

それでは続きまして、事務局を務めさせていただきます福祉保健部健康課の職員を紹介させていただきます。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長をしております、大澤と申します。また今期2年間、よろしくお願いいたします。

○事務局（渡邊） 4月に異動してまいりました、健康係長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（萩野） 健康課の萩野と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉武） 健康課の吉武と申します。よろしくお願いいたします。

○伊藤健康課長 私は健康課長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、審議会の運営につきまして、説明させていただきます。

まず、市民健康づくり審議会における会議録の作成についてでございます。市民参加条例施行規則第5条に規定されている、全文記録、発言者の発言ごとの要点記録、会議内容の要点記録の3つの作成方法がありますが、市民健康づくり審議会では全文記録とさせていただきます。

なお、発言者名を正確に把握するために、審議会での発言は、会長が指名された後、御自身の名前をおっしゃってから発言するようにお願いいたします。

市の附属機関等における会議については、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則公開としておりますので、市民健康づくり審議会についても公開とさせていただきます。

なお、会議録につきましては、委員の皆様の承認後、ホームページに掲載するということで公開させていただきます。

それでは、次第2、議事に移らせていただきます。

最初に、議事（１）会長の互選についてでございます。

こちらですけれども、本会議の会長につきましては、前回に引き続き、小松委員が委員にいらっしゃいますので、小松委員にお願いしたいと考えてございますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○伊藤健康課長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、会長は小松委員と決定させていただきます。

それでは、小松委員、会長席のほうにお願いいたします。

○小松会長 よろしくお願ひいたします。それでは、ここからは私のほうで進行させていただきます。

次に、議題の（２）副会長の互選についてです。

こちら、委員の中から互選によって定めるということになっております。まず、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。

立候補はいらっしゃらないようですので、私の意見を述べさせていただきます。本日は不在ですが、保健師という立場から市民の健康づくりに関するアドバイスをいただければと思いますので、多摩府中保健所の安岡委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小松会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、副会長に安岡委員を選出することに決定いたします。

次に、議題の（３）令和６年度新たに実施する事業について、ア、がん患者へのアピアランスケア支援事業です。

事務局からの説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料２「がん患者へのアピアランスケア支援事業」を御覧ください。

まず、がん患者へのアピアランス支援事業の導入した背景です。

がん対策基本法では、基本理念を定める第２条第４項において、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られることと記載されております。

そういった状況で、令和５年３月に閣議決定しました第４期がん対策推進基本計画では、がんとの共生分野において、がん患者への支援が示され、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、治療に伴う外見変化に対するサポートが重要であることを踏まえ、アピアランスケアの項目が記

載されたところでございます。

そうした状況を踏まえまして、昨年度、策定しました健康増進計画（第3次）において、がん患者に対する支援として、がん患者のアピアランスケアの推進に取り組むこととして、令和6年4月から実施したところでございます。

資料2の1、目的にありますとおり、がん治療に伴う外見の変化の悩みを抱えている方に対し、ウィッグや補正具の購入等に係る経費を助成することで、がんに罹患する前と変わらず、安心して社会生活を送ることができるよう支援することを目的としております。

対象者については、（1）から（3）の全てを満たす方となります。申請時において市内に住所がある方、がんと診断され、現在または過去にがん治療を受けている方、がん治療に伴う脱毛や乳房の切除によりウィッグや胸部補正具を必要とする方というのが対象となります。

助成対象経費につきましては、ウィッグ又は補正具というふうになります。

助成内容としては、1回の申請につき1点までで、上限2万円となります。同一の者につき生涯2回まで申請できることとしております。

がん患者へのアピアランスケア支援事業については、説明は以上となります。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して、何か御質問はございますでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 近藤でございます。今回の事業は、令和6年の予算措置をされたものだろうと思いますが、見込みの数というか、いわゆる申請者の見込みの数はどのぐらいを見込んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤健康課長 健康課長です。令和6年度予算については、10件分の申請の予算を組んでいるところでございます。

以上です。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○近藤委員 はい。

○小松会長 ほかに御質問はございますでしょうか。羽田野委員、よろしくお願いいたします。

○羽田野委員 羽田野です。がんの治療ということで、「過去に受けた者」とありますが、過去何年間まで遡ってというのはあるのでしょうか。

○伊藤健康課長 健康課長です。がんの治療を受けたというのは、特に期限、期間とかは設けていないですけど、購入については、5番に書いてあるとおり、補正具を購入又はレンタルした日の翌日から起

算して1年以内のものが申請できることになっておりまして、治療を受けた時期というのは問わないです。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○羽田野委員 はい。

○小松会長 では、ただいま森戸委員が到着されましたので、簡単に一言、御挨拶をお願いします。

○森戸委員 遅れまして申し訳ありません。市議会議員の森戸よう子でございます。

前回に引き続き、委員として出席をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小松会長 よろしく申し上げます。

では、今の質疑に関しては、あと御質問はございませんでしょうか。

それでは次に、イの特定健診と肺がん検診の同時実施についてです。

事務局からの説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料3「特定健診と肺がん検診の同時実施」を御覧ください。

まず、肺がん検診の現状です。1のところに書いてあります。

肺がん自体は自覚症状がほぼないことから、初期の段階では見過ごされ、初診の際にはかなり進行している確率の高いがんであります。そのため、肺がん検診を定期的に受診して、早期発見をすることが重要となっております。

しかしながら、本市における肺がんの受診率は、その表にあるとおり、過去5年間で、「受診率」という欄があると思うのですが、1.5から3%と受診率が低く、ここにはございませんけど、過去10年間の検診で、がんが見つかったことはほとんどない状況となっております。がんの発見者として、令和4年度のところに1人というような形で、過去10年間ではこの1人ということになっております。

本市のがん検診の受診率・受診者数を増加させるためには、やはり受診しやすい環境を整備することが必要と考えておりまして、その実施方法として、現行の特定健診・後期高齢者健診・フォロー健診を活用して、その特定健診等を受診する流れで、フォロー健診の検査項目に、胸部X線検査に新たに二次読影を追加して、あと、喀痰細胞診検査を追加して、「肺がん検診・結核など肺に係る疾患の検査」と称して、特定健診と肺がん検診を同時に実施するというものでございます。この方法で実施することによって、受診しやすい環境が整い、本市の肺がん検診の受診率・受診者数が向上するものと期待しているところでございます。

3の事業概要のところです。基本的には記載しているとおりでございますが、対象者については、ア、胸部X線検査の部分は、「フォロー健康診査（内科）と同じ」と記載しておりまして、具体的に言うと、

特定健診の受診者なので、40歳以上で特定健診・後期高齢者健診等の健康診査を受診した方というふうになります。

実施期間は、特定健診と同時実施であるため、令和6年6月1日から実施する予定でございます。

自己負担については、胸部X線検査部分については、今までどおり無料、自己負担なしとさせていただいております。ただし、喀痰細胞診検査については500円としているところでございます。

簡単ですが、特定健診と肺がん検診の同時実施の説明は以上となります。

○小松会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関しまして御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

小森委員、よろしくお願いします。

○小森委員 小森です。胸部X線検査と、それから、喀痰細胞診検査というのは、同じ病院で同時に受けられるのでしょうか。

○伊藤健康課長 健康課長です。はい。同じ病院で受けられます。

○小松会長 ほかに御質問はございますでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 近藤です。現行の特定健診・後期高齢者健診・フォロー健診を受けたときに、胸部X線検査を同時に受けるというふうに理解したわけですが、そうすると、現在行われている特定健診とか後期高齢者やフォロー健診を行っている施設であれば、そこは胸部X線検査をできる施設と考えてよろしいでしょうか。

○伊藤健康課長 健康課長です。そうです。そのとおりでございまして、令和5年度まで実施していた胸部X線検査に二次読影を加えて実施するものということになります。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○近藤委員 ちょっと私、理解が十分じゃないので、特定健診であるとか後期高齢者健診を今、多分、医師会さんの中の医療機関で受けるのだと思いますが、そこは全て胸部X線検査装置があるのかなという、ちょっとその疑問だけです。つまり、どこでもX線検査ができるのかどうかということがちょっと気になったものですから。

○伊藤健康課長 健康課長です。特定健診を受けられる医療機関であれば、受けることができます。

○近藤委員 はい。

○小松会長 ほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

では続きまして、ウの男性HPVワクチン接種事業についてです。

事務局からの説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料4「男性HPVワクチン接種事業」を御覧ください。

HPV、ヒトパピローマウイルスというものでございますが、HPVは女性の子宮頸がんの原因であり、男性においても、性感染症やがんを引き起こすと言われております。現在、女性に対しては、予防接種法に基づく定期予防接種が実施されておりまして、全額公費で接種が可能です。ただ、男性の接種は任意接種となるため、全額自己負担となり、接種するには経済的負担が伴っております。

HPVが性交渉によって感染するウイルスであるため、女性だけでなく男性への接種を進めることで、女性の感染リスクを減らすことができるものと考えており、また、男性自身の性感染症やがんの発症予防を図るため、今年度実施するものでございます。

対象者につきましては、女性の定期予防接種対象年齢と同じで、小学校6年生から高校1年生相当の男性としております。

助成内容としては、1人当たり3回接種することになりますので、3回を上限に、接種費用を全額助成します。

事業の開始日は、令和6年4月1日から開始しているところでございます。

男性HPVワクチン接種事業について、説明は以上となります。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続いて、エの熱中症対策の推進について、事務局からの説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料5「熱中症対策の推進」とその次の「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要」を御覧ください。ちょっと長い法律なので、今後、「改正気候変動適応法」といいます。

まず、その2つの資料で、背景というところがあります。最近、皆さん、先日ニュースでも報道になっており、熱中症の特別警戒情報について、いろいろ報道されていると思うので、耳にしているかと思いますが、その熱中症の関係でございます。

熱中症の国内の死亡者数は増加傾向が続いておりまして、近年では年間1,000人を超える年が頻発している状況です。こちらについては、自然災害の死者数より多い数値となっております。皆さんも、今年の夏が猛烈な暑さだったことを記憶しているかと思います。また先日、4月11日に気象庁が、この先の1か月予報を発表しておりまして、この時期としては10年に一度のレベルの高温予想としており、早い時期から暑さ対策をしてくださいという報道をしておりました。このように、今後、地球温

暖化が進行すれば、被害がさらに拡大するおそれがありますので、熱中症対策の強化というのが急務になってございます。

こうした背景を踏まえまして、熱中症対策の一層の強化を図るため、改正気候変動適応法が令和5年4月28日に成立し、令和6年4月1日に全面施行となりました。同法の施行に向けて、市役所の庁内体制を整備しまして、熱中症対策を推進することとしております。

法律の主な改正内容としては、2のところに書いてあるとおり、大きく5点あります。

まず1点目、(1)です。こちらは国の対策です。熱中症に関する政府の対策を示す実行計画を法定の閣議決定計画に格上げして、目標や関係機関の役割を示してございます。目標としては、熱中症による死亡者数を現状から半減するという目標を掲げております。関係機関の役割としては、市町村、地方公共団体においては、庁内体制を整備して、主体的な熱中症対策を推進するとなっております。

続きまして、2点目、3点目、(2)、(3)です。こちらはアラートに関することです。

まず、(2)です。令和3年度から実施している現行の熱中症警戒アラートのことです。熱中症警戒アラートを法に位置づけして、引き続き実施すること。

次に、(3)は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表する、熱中症特別警戒情報というものを創設しました。

資料をめくっていただいて、「気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の連絡体制について」を御覧ください。熱中症特別警戒情報の発表基準としては、都道府県内の全ての情報提供地点における暑さ指数、皆さんも聞いたことがあるかもしれませんが、WBGTというものが35に達する場合に発表されます。都道府県内の全ての情報提供地点のWBGTが今まで35になったということは、過去に一度もありません。ということで、過去に例のない危険な暑さということです。

そして、熱中症特別警戒情報が発表された場合の伝達方法としては、環境省がホームページや報道機関を通じて発表いたします。それで一般に周知するとなっております。市町村においては、環境省から情報が来ますので、速やかに市民に周知しなければならないとされているところでございます。

戻りまして、4点目と5点目、(4)と(5)です。こちらは地域の対策です。(4)として、市町村は、熱中症による人の健康被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内の施設であって冷房施設を有するなどの条件を満たす施設を、指定暑熱避難施設として指定することができることとなりました。

資料の「指定暑熱避難施設の概要」、右下に「41」と書かれた資料を御覧ください。指定暑熱避難施設として指定するための、必ず備えるべき最低限の基準として表の中段に記載されています、(1)から(3)となります。適当な冷房設備を有することや熱中症特別警戒情報が発表されたときに、住民その他の者に開放することができること、あとは必要かつ適切に空間を確保することなどが、こちらの

施設の要件となっております。なお、指定暑熱避難施設として指定した場合は、そちらに書いてある資料の上段、法令上の位置づけのところの（４）にあるとおり、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日、受入れ可能と見込まれる人数というものを公表する必要があるとされております。また、その下、（５）にあるとおり、熱中症特別警戒情報が発表されたときに、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務があるとされているところでございます。

続きまして、５点目、（５）です。熱中症対策普及団体の指定でございます。

こちらについては、熱中症による救急搬送や死亡者数の減少につなげていくためには、行政のみならず民間団体や企業等とも連携し、地域単位で熱中症予防行動を、呼びかけを行っていくことが必要であることを踏まえまして、市町村長が、熱中症対策の普及啓発に取り組む民間団体を普及団体として指定することができることとされました。詳細につきましては、資料の「熱中症対策普及団体の概要②」というものを後ほど、御覧いただければと思います。

以上の５点が主な改正内容で、その中で、（３）、（４）、（５）というものが新設された項目となります。市町村長においては、これらの項目に対して取組が必要となっているところでございます。

続きまして、３の全面施行に向けた体制整備でございますが、熱中症対策においては、市役所庁内の多くの関係部署にまたがることから、庁内体制の整備が不可欠です。現在、関係部署を集めて庁内体制を整備しておりますので、今後、庁内の会議体で、熱中症対策については検討・協議していく予定でございます。

熱中症対策の推進についての説明は以上となります。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問はございますでしょうか。

平原委員、お願いします。

○平原委員 平原です。熱中症警戒情報が流れたときに、市町村からも連絡をする、伝達をするということだったんですけれども、どういう手段で、どういう規模に伝達されるのでしょうか。

○伊藤健康課長 健康課長です。健康課のほうからは、市のホームページや公式LINE、あとはXなどを使って、周知する予定でございます。

また、別の部署になりますけれども、防災行政無線や安全・安心メールなどによって市民に周知していきたいと、現状では考えているところでございます。

以上です。

○平原委員 ありがとうございます。

○小松会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問はございませんか。

中谷委員、お願いします。

○中谷委員 社会福祉協議会の中谷です。今までも、熱中症の警戒情報が出たときに、学校とか保育園、それから、児童館とかというのは、市のほうから連絡が行って、屋外での活動を注意するとかやめるという話があったと思うのですが、さらにこれが特別という話で、一段上の対策をとということになるんですけれども、そういったものは、学校とか、それから、民間の保育園とか幼稚園さんといったところも、何か対策が変わるのでしょうか。お願いします。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。基本的には、既に熱中症警戒アラートの時点で、各施設、どのぐらいの暑さ指数かという機械を持っています。それに伴って、外の遊びはしないとか、プールはなしとか、そういうのも独自で対応しているところがありますので、基本的にはそのまま尊重されるものと思ってございます。

ですから、基本的に今までの警戒アラートというものが、そのまま準用する、さらにその上ができて、それに関して対応していかなければいけないということが主体となり、先ほどありました、特別警報が出た場合は市民に周知をしなければいけないというのが市の大きな業務という形になりましたので、あらゆる方策を通じて連絡をし、当然、各施設のほうにも行き渡るような形は取りたいというような形の考え方になります。

ですから、既に昨年の前から、それぞれの施設でのガイドラインというものはできてございますので、そこに準じた形の対応というような形で、大きく変わることはないと思ってございます。

以上です。

○中谷委員 あと一つ、すみません。今度は民間の方々にも多分、協力をしていただくということが増えるのかなと。「公私の団体に」と書いてありますけれども、特に商業施設とかそういったところにも、同じように情報が伝達されるという理解でよろしいのでしょうか。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。まず、庁内の体制を確保するために、商業施設という形がございまして、経済課のほうに、委員としては入っていただいております。休日の場合でも、やっぱり情報が入ってくるんですね。その連絡をどうしようかというところで、特にスポーツ施設、上水公園とか運動しているところもあります。また、公園を利用されている方もいます。そういったところにもどのような形で明確に周知していこうかというのは、この間の検討会議の中でもちょっと課題になったところです。

一つは、取りあえず前日にはある程度、特別警報が出そうだという情報があるということと、あと、状況によれば、環境省のホームページ上で、そこに登録をしてもらえれば情報が入るような形になったりしていますので、そういったものも活用しながら、情報の周知は徹底していきたいと思ってござい

すし、特に駅前の商業施設に関しては、既に1階のところに、ソファアーがかなり用意をされている状況があるかと思っていますので、そういったところも、あらかじめ指定をするのではなくて、御協力をいただきたいと思いますと思っています。

○中谷委員 ありがとうございます。

○小松会長 羽田野委員、お願いします。

○羽田野委員 羽田野です。クーリングシェルターの指定ということで、それはいつ頃を予定されているのでしょうか。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。まず、クーリングシェルターの一つ、昨年度も涼み処というところを、小金井市の中では宮地楽器ホールであったり、公民館であったり、今日、来ていただいています中谷さんのところの社会福祉協議会の御協力をいただいて、何かあった際は立ち寄ってくださいねというところは、つくっているところでございます。

まず、そういう施設につきましては、同じように、涼み処は、特別警報等にかかわらず、拡充をしていきたい考え方を持っています。

それで、シェルターというような形になりますと、これからの対応という形になりますけれども、例えば今、涼み処はそのまま、これからの調整になりますけれども、シェルターにさせていただくというような形で、いずれにしても、人が寄れるような形の環境はつくっていききたいと思っています。

ただ、シェルターの場合は、例えば休みの日でも、特別警報が出たから店を、場所を開放するのではなくて、可能な範囲内での対応というような形になりますので、その辺も関係する機関と協議をしながら、市民の方につきましては、去年ですと、市報7月1日号で熱中症の特集をしました。ですので、遅くとも7月1日、または6月1日ぐらいから始められるように、関係機関と調整をしていきますので、ホームページや市報のほうで掲載をしていきたいと思っていますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

○羽田野委員 分かりました。

○小松会長 よろしいでしょうか。森戸委員、お願いします。

○森戸委員 森戸です。一つは、庁内体制ということですが、どういう体制でつくられているのかというのが1点です。

2点目は、先ほどもありましたが、アラートが発令されたときの周知方法で、XやLINEということですが、御高齢の方はほとんどこれを見ていらないので、例えば公民館を含めて、光化学スモッグ情報のときは、注意報が出ていますと出すと思うんですけど、やはり同じように、公共施設を含めて、そういうものを出せるようにすることが必要なんじゃないかなと思いますが、どうでしょうかと

いうこと。

3点目、クーリングシェルターは、先ほどもありましたけど、昨年也非常に暑くて、公民館などが、避難してもいいですよというふうになっていたと思いますが、ちょっと空調設備が壊れたりして、東公民館などは使えなかったということなどもあって、空調設備は大丈夫でしょうかということです。

それとあわせて、今度は民間施設もということになるわけですけど、できれば今日、しっかりと御理解いただいて、指定に入っていただきたいと思うんですが、そうなったところは、クーリングシェルターの施設ですと分かるような表示をその施設に掲げてもらって、入ってもいいんだということを外から分かるようにしていただけないかなと。

市報やホームページというのも一つですけど、なかなかそこに目も行かない方々もいらっしゃいますので、やっぱりそういう工夫が必要ではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。幾つかいただきました。

まずは、庁内体制です。熱中症対策推進本部、いわゆる理事者、部長級、また、該当する関係者のところで組織をしていきます。その下に課長級のクラスの部会をつくりまして、いわゆる熱中症対策、どのように事業をやっていくかというところを課長のほうで検討していただいて、本部でそれに関して推進をしていくという形になります。

それと、当然、警報が出た際の周知というところは、各施設にも連絡をしていくというような形になります。

例えば、社協さんではチラシを貼るような形だったんですけども、多分いずれは、のぼり旗みたいな形で、予算措置をしていく必要があるかなと思ってございます。

それと、クーリングシェルターをするためには当然、空調施設がある程度、基本的には動いていなければいけないというところは、市としても課題と思ってございます。定期的にその辺は、可能でないと、逆にクーリングシェルターと指定ができないところがございます。ですので、そこは当然、定期的なメンテナンスをしますよねというようなところの確認をしていく必要があると思ってございます。

あと、例えば民間の団体さんのところをお借りするような形になりますと、いざ何かあるといけませんので、当然、協定書の締結とかそういったところの取扱いをしていくというところで、実際的にはここからスタートというような形になります。

ですので、対応できるものからしていきながら、今年度の予算が、仮に第2回定例会にしたとしても、ものがそろったりするのは、ちょっと間に合わないケースもあるかもしれません。多少、健康課のほうで一定の予算を持っているみたいなものはありますので、そういったものを活用しながら対応させてい

ただきたいというような形の考え方を持っているところでございます。

○森戸委員 ありがとうございます。

○小松会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問はございますでしょうか。

平原委員、お願いします。

○平原委員 平原です。都道府県内のいずれかの情報提供地点というので、小金井市にもどこか測る場所があるのでしょうか。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。そこは、ちょっと確認をさせていただきまして、また皆様方に、次回か、お時間を下さい。すみません。

○小松会長 ほかに御質問はございますでしょうか。

では続いて、最後のオの受動喫煙防止対策の推進について、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料6「受動喫煙防止対策の推進」を御覧ください。

まず、たばこの煙についてです。たばこの煙というものは、たばこを吸う人だけではなく、吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼし、様々な疾病の原因となることが明らかになっていますので、疾病予防の観点から、対策を進めることが重要となっております。

まず、1の国の動向の部分でございます。平成30年7月に健康増進法が改正され、望まない受動喫煙防止を図るため、施設等の類型・場所ごとに講ずべき対策などが定められました。基本的な考え方としては、3つ示されております。そのア、イ、ウに記載されているとおり、ア、「望まない受動喫煙」をなくす。イについては、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮する。ウ、施設の類型・場所ごとに対策を実施するというような形で、基本的な考え方を示されておりまして、健康増進法が改正されているところでございます。

(2)の分煙環境の整備についてでございます。こちらにつきましては、令和6年度税制改正大綱や自治税務局事務連絡において、望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、分煙施設のより一層の整備を図ることについて要請されているというようなところが、現在の国の動向でございます。

次に、東京都の動向としましては、2の都の動向に記載されているとおり、都民の健康増進を図る観点から、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な者に対し、受動喫煙を生じさせることがないよう、受動喫煙防止対策を一層推進するため、東京都受動喫煙防止条例を定めております。特に、健康被害、健康影響を受けやすい20歳未満の方や受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守る観点から、東京都の独自のルールを定めております。

次のページで、3の健康増進法と都条例の対象となる施設のとおりに、対象施設としてはそこに記載さ

れているとおりで、太枠で囲った部分が都条例の規定ということになっております。

ここまでは、国と東京都の簡単な動向でございます。

次に、4、本市の現状となります。本市の現状として、ア、イ、2つ書いてありますけれども、まず、アです。既に改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が施行されているため、その健康増進法・都条例に基づいて、庁内各課において、それぞれで受動喫煙防止対策に取り組んでいる状況でございます。

イとして、こちらは課題となっているところなんですけれども、本市の駅周辺には公衆喫煙所というのは設置しておりませんで、特に武蔵小金井駅北口の商店街入口にあります、受動喫煙防止対策を講じていない民有地の喫煙所において多くの喫煙者が喫煙している状況で、こちらの受動喫煙防止対策というものの実施が求められているような状況でございます。

こうした背景を踏まえまして、昨年度策定しました健康増進計画（第3次）において、受動喫煙防止対策のためのガイドラインを策定して、受動喫煙防止対策に取り組むということを記載したところでございます。

5番の本市の方向性としては、市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防、特にがん対策ということになりますけれども、及び受動喫煙防止対策を推進するため、ガイドラインを策定して、目指すべき姿というものを示すこととしたいと考えているところでございます。

ガイドラインを策定するに当たって、ガイドライン策定の進め方としては、受動喫煙防止対策というのは、健康課のみならず庁内の多くの関係部署に関係していることでございますので、こちらについても、関係部署を集めて庁内検討体制を整備して、市民健康づくり審議会と並行して検討・協議していきたいと考えてございます。

検討の場としては、市民健康づくり審議会で、ガイドラインを策定するための検討・協議をしていきたいと考えてございます。

スケジュールについては、次第の（4）令和6年度のスケジュールにて説明させていただきたいと考えてございます。

受動喫煙については、説明は以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、議題の（4）令和6年度のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料7「令和6年度市民健康づくり審議会のスケジュール」を御覧ください。

先ほど説明させていただきました、受動喫煙防止対策のためのガイドラインというのを今年度、策定していきたいと考えているところでございます。そのために、今年度においては本日を含めて6回、審議会を開催したいと考えております。

あくまでも現時点での案でございますので、日程が変わる可能性はございますが、そちらに記載されているとおり、今年度については実施していきたいと考えてございます。

説明は以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問はございますでしょうか。

森戸委員、お願いします。

○森戸委員 森戸ですが、先ほどの順番で聞けばよかったんですが、ガイドラインということなんですが、受動喫煙を防止するために、分煙を行うということのガイドラインをつくるということなのかどうかです。ここにある武蔵小金井の北口の角も、人がいっぱい集まっていて、あそこを通ると、すごいタバコの臭いを感じながらというのもあるんですが、受動喫煙を防止するために積極的な対策も取っていくということも含めてなんでしょうか。

例えば武蔵境も、分煙というか、駅前に喫煙する人のスペースがあるとか、私も都内なんかに行くと、ちょっとした空き地の中に、カプセルみたいなところで吸えるような場所があったりしていて、分煙を、あれは区でやっていると思うんですが、そういうことも含めてガイドラインをつくっていく、そういう政策づくりも含めてガイドラインをつくっていくということなんでしょうか。

それで、もしそういうことであるとしたら、もうちょっと商業者の方々も含めて、商店の方々も含めたお声も聞いて、つくっていく必要があるのかなと思ってまして、その辺りもスケジュールの中でやれることなのかどうか、そうではなくて、審議会で全部つくっちゃうというやり方なのか、その辺りを教えていただければと思います。

○伊藤健康課長 健康課長です。今回、健康課で策定するのはガイドラインで、あくまでも市の目指すべき姿というところを策定していく予定でございまして、この後、策定した後に、具体的な施策をどうするかというところは今後展開していくかと思っています。

健康課としては、とりあえず受動喫煙防止対策に対する方針みたいなところを、健康課として策定していく考えであります。その後として、具体的に分煙関係の設備をどこに設置するんだとかどうするんだというふうな展開をしていきたいと考えています。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。ちょっと補足をさせていただくと、基本的に公共施設に何の、例えば今、結構、吸えないような形になっていますけれども、どうしようかという、まず本体のものが

ないというところがございます。ですから、そこを定めていくという形になりつつ、もし屋外に、要は、喫煙場所を設置する場合というケースもあるかと思ってございますので、そこまでは皆様方で議論していただくといいかなというふうに思っております。

それらを踏まえて、実際、そこに向けてどうするかというところは、また違った形になるかなと思っておりますし、状況によっては、そこまでここで議論しましょうよという形になれば、またそちらもという形があると思っております。

今、内部での検討をスタートしたところであり、骨格的なものはこれからお示しし、それを皆様方に、これはいかがでしょうか、それで宿題が出たものを、また内部へ持っていくというような形のことを考えたいと思っております。

それと、商業施設の関係のところですが、市民健康づくり審議会に商業関係者がいないというところは十分理解をしているところと、あと、小金井市におきましては、いわゆるたばこ関係の組合が存在をしていないということもございます。ただ、そういった点では、経済課が当然、窓口というところはございますので、また、そういったところのアプローチということも必要になってくるかなと思っております。

それと、どうしてもこういうアンケートを取ろうとすると、いい悪いというのは多分、拮抗するということもあるかなと思っておりますし、あと、最近よく聞かれるのは、子供の考えを聞かないのということも聞かれるケースと思っておりますので、そういったものも含めて、どのようにしていくかというところは課題というように思っております。

ですので、あらかじめこちらのほうで考えたものをお出ししつつ、ただ、先ほど言った、森戸さんのほうからも商業施設のほうに聞いてほしいという形の意見が出れば、またそこはそこで、中で確認をするなりという作業はしていきたいと思っておりますし、あと、何かの機会があれば、子供たちとか市民のアンケート的なものも、取れるものは取りつつ、それを皆さん方に参考で示しながらつくってきたいというところを考え方として持っているところでございます。

以上です。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○森戸委員 森戸です。ガイドラインなんですが、他市でもそういうものをつくっている例はあるんでしょうか。もしあるのであれば、次回に参考例などを見せていただければありがたいと思います。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。ガイドラインを持っている自治体もございます。あと、御存じのように、条例を持っている自治体も、あるところはございます。

ただ、今のところ、市としては条例とまでは考えていないところがございますので、幾つか参考にな

るところがございますので、次回、7月のときには御用意をさせていただきたいというふうに思っております。

○森戸委員 ありがとうございます。

○小松会長 よろしいでしょうか。平原委員、お願いします。

○平原委員 平原です。(2)の分煙環境の整備のところ、たばこ税の継続的、安定的な確保の観点からという文言があるんですけども、市として、たばこ税をどのぐらい重きを置いておられる、それによって多分、ガイドライン骨子の考え方は変わってくると思うので。

○大澤福祉保健部長 福祉保健部長です。大体、市に5億円ぐらい、たばこ税が入ってきているんですね。ただ、これに関しては、いわゆる市のサービス、必ずしもたばこに特化した形で事業をしているわけではないというのが今日の状況です。

たばこを買うなら市内で買ってくださいとかというところは、昔からホームページで上げていたんですけども、要は、受動喫煙に関する、たばこに関する対応をどこの課が賄っていくかというところが、なかなか今まで決まっていなかったということが今日まであり、例えば東京オリンピックのときに、いろんなところの各自治体が活動して、駅前にあいう施設を造ったりとかいうのをしたんですけども、小金井はちょっと行き遅れているという状況がございます。

そういった状況の中で、国からも、税制改正の中で、こういうものがあるので進めなさいよというところが出てきており、先ほど申したように、そういったものもここの中を含めるかどうかというところは、また市の中で協議をしていかなければいけませんと思っておりますし、あらかじめこれでやっていきましょうということだと、せっかくの審議会も、条件をつけるというのもあまり好ましくはないと思っておりますので、そういったものも皆様方に意見を出していただいて、市としても考えていきたいというような形で、今日の時点では答弁させていただきたいと存じます。

○平原委員 ありがとうございます。

○小松会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいですかね。

では続きまして、大きな3番のその他に関しまして、委員の皆様、事務局から、何か御意見はございますでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、議題を全て終了しましたので、以上をもちまして令和6年度第1回市民健康づくり審議会を終了いたします。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

— 了 —